

建設業許可・経営事項審査 について

※申請時の注意点等を説明します。

建設・技術課



建設業許可申請について

1. 標準処理期間について

- 建設業許可申請（新規・更新・追加）の標準事務処理期間は、土木事務所で申請書を受付けてから40日です。
- この期間には、形式上の不備の是正等を求める**補正に要する期間は含みません**。
- 標準処理期間は、**通常要すべき標準的な目安**となる期間のことであり、申請の内容や混雑具合などによって、実際の処理期間がこれを超えることもあります。

※許可の更新については、申請を行っていれば、従前の許可の有効期限までに結果の通知がない場合でも、通知があるまでは従前の許可は有効となります。

2. 更新

更新の申請は、許可の有効期間満了の日の3か月前から30日前までに行ってください。

※業種追加と許可更新を合わせた申請（業種追加+更新）をするときは、有効期間満了の日の60日前まで

3. 譲渡（事業承継）・合併・分割

譲渡・合併・分割による承継は事前の認可が必要です。

認可の申請は、承継の事実が発生する日（譲渡契約書で規定する譲渡日等）の60日前までに行ってください。

法人成りによる譲渡で、譲受け会社が活動を開始していた場合 譲渡できません！ 会社設立前に事前相談を！

4. 相続

個人事業主が死亡した場合の相続の認可申請は、被相続人の死亡後30日以内に行ってください。

認可申請は、被相続人が営んでいた建設業の全てを承継する法定相続人※が行えます。

※法定相続人の確認書類（戸籍謄本又は法定相続一覧図）が必要です。

※法定相続人が二人以上いる場合は、その全員により、被相続人の建設業の全てを承継する同意を得た者になります。（同意書が必要）

5. 健康保険等の加入状況の添付資料

健康保険等の加入状況の確認に下記資料が必要となります。

- 健康保険、厚生年金保険の確認資料
 - ① **保険料納入告知書**
 - ② 対応する**領収書**又は**領収済通知書**
- 雇用保険の確認資料
 - ① **労働保険概算・確定保険料申告書**又は**納入通知書**
 - ② 対応する**領収書**又は**領収済通知書**

建設業許可申請について

6. 建設業許可申請における添付書類の見直しについて

項目	見直し後
経営管理責任者・営業所技術者等の常勤性確認資料(主なもの)	●法人:下記のいずれか ・標準報酬決定通知書等 ・所得証明書(原本)及び源泉徴収票 ●個人事業 ○事業主:下記のいずれか ・確定申告書 ・年金の被保険者記録回答票(原本)
常勤役員等証明書等(様式第7号及び様式第7号の2)及び実務経験証明書(様式第9号)の証明者	被証明者の使用者 ※法人解散の場合は、被証明者と同等以上の者
常勤役員等証明書等及び実務経験証明書の経験の確認書類	契約書、請書、注文書、請求書等を年あたり1枚以上。ただし、契約書等の最初と最後の日付の間の期間が必要年数以上であること。
財産的基礎を確認する資料(一般建設業)	取引金融機関の預金残高証明書、融資証明書
令3条使用人調書(様式第13号)	令3条使用人が不在の場合は添付不要

令和7年4月1日申請分から適用

1. 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言状況の追加について

- 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度※」の宣言状況について、審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されている場合に加点（5点）となります。

（あわせて「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分の見直しがされています。（15点→10点））

※制度については、「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度ポータルサイト」をご覧ください。
(<https://jishusengen.mlit.go.jp/>)

様式第7号 (用紙A4)

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」において、令和 年 月 日付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（行う/行っている）ことを誓約します。

また、建設業法第27条の2第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

年 月 日

住所
商号又は氏名
代表者氏名

申請区分 (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項目	日付
審査基準日	年 月 日
取組開始日	年 月 日

2. 「建設機械の保有状況」について

- 「建設機械の保有状況」の対象に「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」が追加されました。

現行 特定自主検査 製造時検査又は性能検査 自動車検査

ショベル系掘削機



ブルドーザー



トラクターショベル



締固め用機械



解体用機械



高所作業車



モーターグレーダー



移動式クレーン
(つり上げ荷重3t以上)



ダンプ
(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)



追加

不整地運搬車



・土砂の運搬等

アスファルト・フィニッシャ



・道路舗装

3. 「社会保険加入に関する評価項目」 について

- 「社会保険加入に関する評価項目※」が削除されました。
※雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入状況（未加入の場合、それぞれマイナス40点）

4. 改正の適用時期について

- 佐賀県では、書面申請分に関しては、**令和8年7月本審査分**から、改正後の取り扱いとします。
については、**令和8年6月に事前審査書類を提出**される分から改正後の申請書を用いてください。（別紙3【その他の審査項目（社会性等）】が改正されています）
※電子申請分（JCIP）については、令和8年7月申請（送信）分から改正後の申請書になる予定です。